

札幌市建築基準法施行条例（昭和35年条例第23号）新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
<p>(構造)</p> <p>第38条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 自動車車庫又は自動車修理工場の構造設備は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 床及び<u>地こう</u>は、耐水材料で造り、汚水排除の設備<u>をすること</u>。ただし、自動車車庫で<u>カタピラ</u>を有する自動車のみの用に供するもの又は自動車修理工場で作業の性質上やむを得ない部分については、この限りでない。</p> <p>(2) 有効な換気口又はこれに代わる設備<u>をすること</u>。</p> <p>(3) 法第22条第1項の市街地の区域内においては、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分には、法第2条第9号の2口に規定する防火設備を設けること。ただし、当該自動車車庫が令第136条の9第1号に規定する開放的簡易建築物で、令第136条の10第3号で定める基準に適合するものである場合又は法第68条の10第1項に規定する型式適合認定を受けたもので市長が防火上支障がないと認めたものである場合については、この限りでない。</p>	<p>(構造)</p> <p>第38条 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>3 (現行のとおり)</p> <p>(1) 床及び<u>ピット</u>は、耐水材料で造り、汚水排除の設備<u>を設けること</u>。ただし、自動車車庫で<u>カタピラ</u>を有する自動車のみの用に供するもの又は自動車修理工場で作業の性質上やむを得ない部分については、この限りでない。</p> <p>(2) 有効な換気口又はこれに代わる設備<u>を設けること</u>。</p> <p>(3) (現行のとおり)</p>	<p>規定の明確化を目的とした字句整理</p> <p>同上</p>

(認定申請手数料)

第74条の11 次の表の区分の欄に掲げる認定の申請をしようとする者は、申請1件につき、それぞれ同表の金額の欄に定める額の手数料を納付しなければならない。

番号	区分	金額
1から19まで (省略)		
20	令第137条の12第6項又は第7項の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の模様替の認定の申請	27,000円
21 (省略)		

(認定申請手数料)

第74条の11 (現行のとおり)

番号	区分	金額
1から19まで (現行のとおり)		
20	令第137条の12第11項又は第12項の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の模様替の認定の申請	27,000円
21 (現行のとおり)		

引用規定の
改正に伴う
規定整備